

# 農地転用通知書

平成 年 月 日

浜松土地改良区

理事長 様

転用関係者 住所  
氏名 ⑩

転用組合員 住所  
氏名 ⑩

貴土地改良区の受益地について、下記のとおり農地を転用したいので、地区除外等処理規程第2条の規定に基づいて協議いたしたく通知します。

については、別に確約書を提出しますので、これに対する意見書(地区除外協議済通知書)の交付をお願いします。

## 記

### 1. 転用しようとする土地

土地の所在	地番	登記地目	現況用途	地積	備考
				m <sup>2</sup>	
計				m <sup>2</sup>	

住所

連絡先 氏名

電話

### 2. 転用目的及び規模

(1) 目的

(2) 理由

(3) 規模

用途(施設)の種類	面積	備考
	m <sup>2</sup>	

### 3. 転用時期

平成 年 月 日

### 4. 都市計画指定区域との関係

- (1) 市街化 区域内である
- (2) 市街化調整

### 5. 添付図書

- (1) 位置図
- (2) 公図写
- (3) 建物配置図
- (4) 用排水処理系統及びその構造図
- (5) 事業計画書(1,000m<sup>2</sup>以上の場合)
- (6) 登記簿謄本写
- (7) 農用地区域の除外証明写又は白地証明写

# 確 約 書

平成 年 月 日付、私等通知の貴土地改良区区域内

番地 外 筆 (総面積) m<sup>2</sup>の農地転用に関し、

農地法 第 条の 許可申請 届 出 をするについては、下記事項を遵守することを

確約いたします。

平成 年 月 日

転用関係者 住 所

氏 名 ⑩

転用組合員 住 所

氏 名 ⑩

浜松土地改良区

理事長

様

記

1. 転用農地の地域内に現存する農業用施設のうち廃止するものにあつては、従来  
の効用を害しない範囲内において転用者が付替工事を土地改良区の指示する期間  
内に施行する。

2. 転用者が土地改良区の維持管理する農業用施設に注水する場合には土地改良区  
の承認を受けなければならない。この場合必要な経費を負担する。

3. 工場の廃液処理についての特約事項。

4. 土地改良法第42条の規定による必要な決済は、組合員が下記のとおり履行する。

(1) 決済金納付者(組合員)氏名

(2) 決 済 金 の 額 円

{	田	円 (1m <sup>2</sup> 当たり)	m <sup>2</sup>
	畑	円 (1m <sup>2</sup> 当たり)	m <sup>2</sup>

(3) 地 区 名 地区 (旧第 工区)

5. 現に施行中の土地改良事業又は将来施行する土地改良事業に対しては、当該事業  
に支障を与えないよう全面的に協力すること。

6. この確約に違反した場合は、如何なる処置に対しても異議を申し立てないこと。